

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 7 月 25 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800038号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800066号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における平成2年11月1日から平成4年1月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年11月から平成3年12月までの標準報酬月額については、8万円から53万円とする。

平成2年11月から平成3年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年1月31日から同年2月11日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成4年1月31日から同年2月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年11月1日から平成4年1月31日まで
② 平成4年1月31日から同年2月11日まで

A社に勤務していた期間のうち請求期間①の標準報酬月額が53万円から8万円に減額されている。また、請求期間②において、同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成4年1月31日となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間①に係る標準報酬月額は、当初請求者が主張する53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月11日より後の同年3月7日付けで、平成3年の定時決定の記録を取消し、平成2年11月1日に遡って8万円に減額訂正されている上、請求者

のほかに事業主及び二人の従業員についても、標準報酬月額が同年3月7日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、請求期間①当時の取締役二人を含む複数の従業員が、請求期間①当時のA社の業績は悪かったと回答している上、従業員照会において、同社の経理業務及び社会保険業務に携わっていた者として名前の挙がった複数の者が、請求期間①当時、同社は社会保険料の滞納があったと回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、請求期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の平成2年11月から平成3年12月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間②については、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月11日より後の同年3月7日付けで遡って同年1月31日と記録されている上、請求者のほかに事業主及び4人の従業員についても、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月7日付けで遡って同年1月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できないものの、上記4人のうち3人の従業員の同社に係る雇用保険の離職日は、二人は平成4年2月10日、一人は同年2月3日であることが確認できる上、同年3月7日付けで同社に係る被保険者資格喪失の処理が行われた従業員に請求者の退職日を照会した結果、4人から回答があり、二人が自身の勤務期間の終期と同日の同年2月11日と、他の二人が同年2月と回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月11日であると認められる。

また、平成4年1月の標準報酬月額については、上記請求期間①に係る訂正後の平成3年12月の標準報酬月額から、53万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800050号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800017号

第1 結論

昭和59年12月から昭和61年3月までの請求期間、昭和61年10月から同年12月までの請求期間及び昭和62年6月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年12月から昭和61年3月まで
② 昭和61年10月から同年12月まで
③ 昭和62年6月から同年12月まで

私が昭和59年12月に会社を退職した際に、私の国民年金について、妻が加入手続を行い、私の銀行預金口座から振替で保険料を納付する手続きを行った。私名義の銀行預金通帳には請求期間①、②及び③の国民年金保険料の口座振替記録があるのに、各請求期間の国民年金保険料が未納となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者記録に係る入力処理日及び請求者が昭和39年10月から居住しているA市作成の国民年金の払出に関する資料により、昭和63年5月頃に払い出されたことが推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、上記国民年金番号以外に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和63年5月頃に行われたことが推認でき、請求者が昭和59年12月に会社を退職した際に、妻が請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

さらに、上記加入手続時点においては、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付できず、口座振替は現年度保険料のみ振替が可能なところ、当該時点において過年度保険料となる請求期間②及び③の保険料は請求者が主張する口座振替により納付することはできない。

加えて、請求者から提出された請求者名義の預金通帳（写し）の国民年金保険料に係る振替額は、請求期間当時の一人分の定額保険料と一致しているものの、i) オンライン記録によれば、保険料が引き落とされている期間の中には、請求者の厚生年金保険加入期間並びに過年度納付期間及び国民年金保険料の納付期限経過後に納付された保険料を充当し納付済とされた期間（昭和62年4月分、5月分）が含まれていること。ii) 昭和57年12月から昭和63年2月までの期間の国民年金保険料の納付記録がある請求者の妻については、保険料をすべて現年度納付していることがオンライン記録から確認できること。iii) 日本年金機構が保管する請求者の妻に係る年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日作成）には、昭和58年4月に口座振替を開始し、収納方法欄には「E0」（口座振替：3か月定額）と記載されていることが確認できることなどから、当該預金通帳の振替額は、請求者の妻の保険料が口座から振替されているものと考えられ、請求者に係るものであるとは考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。